

暮らしの法律ナビ

No.47 マイナンバー(個人番号)制度の概要

マイナンバー(個人番号)は最新の基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)とセットで情報管理されます。

平成27年10月以降に、市町

村長は住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、個人番号を指定し、その者に対し、その番号をカードにより通知します。

翌年1月以降に、本人の申請により「個人番号カード」の交付を受けることができます。この制度で国民の所得をより正確に把握し、社会保障の給付や税の負担の公平化や、行政サービスを受ける際に証明書類の添付が不要になる等の利便性も期待されます。最初に導入

予定の手続きは、①年金、雇用・医療保険、生活保護、児童手当等の社会福祉分野、

②確定申告や源泉徴収等の納税分野、③被災者生活再建支援金給付や被災者台帳作成等の災害対策分野の各手続きです。

マイナンバーを提出する先は、地方公共団体、税務署、勤務先、金融機関等が考えられます。マイナンバー制度で重要な個人情報が全て確認でき、便利になりそうですが、情報流出の心配もされています。

**遺言・相続 成年後見
債務整理・破産 離婚 他**

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可

☎079-561-2050

tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>